商工団体に対する財政支援の更なる 充実を求める意見書(案)

年 月 日

衆議院議 長 参 議 院 議 長 内閣総理大臣 あて 総 務大 臣 大 財 務 臣 経済産業大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

商工会や商工会議所等(以下「商工団体」という。)は、我が国の経済と雇用を支える地元の中小企業や小規模事業者にとっての身近な相談窓口として、経営支援はもとより、新たな産業や人材の育成、にぎわいの創出に取り組むなど、地域の発展に大きく寄与している。

さらに、近年ではいわゆる小規模事業者支援法の改正により、小規模事業者の経営発達支援計画や、災害発生時における事業継続力強化への支援計画の策定が業務に加わるなど、より専門的な役割が与えられている。

こうした中、商工団体に対しては、都道府県により地方交付税を原資とした 経営改善普及事業への補助等が行われているが、小規模事業者へのきめ細やか な伴走型支援が実施できる体制を整備するためには、業務量の増加に見合った 専門職員の確保等に向け、一層の取組が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、小規模事業者の生産性の向上 や経営基盤の強化を図り、地域の持続的な発展を促進するため、地方交付税措 置や国庫補助事業を拡充するなど、商工団体に対する財政支援の更なる充実に 努めるよう強く要請する。